

川崎市告示第417号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、柿生学園の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第61条第3項の規定により告示します。

令和7年8月7日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	柿生学園 【施設及び敷地】麻生区五力田2丁目20番10号 【その他（畑）】麻生区五力田2丁目19番1及び2
指定管理者	（所在地）神奈川県横浜市中区不老町3丁目12番地 （名称）社会福祉法人ハートフル記念会 （代表者名）理事長 千葉 新也
指定期間	令和8（2026）年4月1日から 令和13（2031）年3月31日まで